

中小企業庁の補助金活用のご案内 〈平成28年度第2次補正予算 追加公募分〉

「小規模事業者持続化補助金」申請受付中！

本事業は、小規模事業者が商工会議所・商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用の一部を中小企業庁が補助するものです。

1. 補助内容及び公募対象者

● 補助内容

小規模事業者が、商工会議所・商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って、販路開拓(新商品開発、創意工夫による売り方や店舗改装等)に取り組む費用が対象。

● 小規模事業者持続化補助金にかかる補助率等

・補助率:補助対象経費の2/3以内。 補助上限額:50万円まで補助

※補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円を補助します。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合は、その2/3の40万円が補助金額となります。また、補助対象経費90万円の支出の場合には、2/3は60万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である50万円となります。

※今回の追加公募では、【一般型】(平成28年11月4日公募開始)のような、「補助上限額100万円への引き上げ」は実施しません。なお、例外的に車両購入費が購入対象経費として認められる「買物弱者対策への取り組み」についても、補助上限額である50万円として実施します。

※原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります。(連携する事業者数により異なります。)

● 公募対象者 …小規模事業者(定義は下記の通り)

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社および個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20人以下【卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下】の事業者。 ※上記に該当すれば、会議所会員・非会員を問わず応募可能です。

2. 受付締切 平成29年5月31日(水)【締切日当日消印有効】

その他詳細は、日本商工会議所特設ホームページをご覧ください。<http://www.jizokukahojokin.info/tsuika>

◆本補助金活用を希望する事業所は、当所へ「経営計画書・様式2」・「補助事業計画書・様式3」の写しを提出のうえ、「事業支援計画書・様式4」の作成・交付を遅くとも5月24日まで依頼して下さい。

〒989-6166 大崎市古川東町5-46

古川商工会議所 中小企業相談所 電話代0229-24-0055